

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成23年3月22日

東広島市長 藏 田 義 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### (1) 名称

イズミ八本松店

### (2) 所在地

東広島市八本松東三丁目2658番1外

## 2 変更に係る事項

### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場番号	位 置	収容台数
1	店舗敷地内北側	15台
2	店舗敷地内北側	7台
3	店舗敷地内北側	44台
4	店舗敷地内南西側	3台
5	店舗敷地外南西側	23台
合 計	—	92台

(変更後)

駐車場番号	位 置	収容台数
1	店舗敷地内北側	82台
2	店舗敷地内南西側	10台
合 計	—	92台

### (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場番号	出入口の数	出入口の位置
1 から 4 まで	2 箇所	店舗の北側及び南西側
5	1 箇所	駐車場南側
合 計	3 箇所	—

(変更後)

駐車場番号	出入口の数	出入口の位置
1 及び 2	2 箇所	店舗の北側及び南西側

3 変更年月日

平成 23 年 10 月 20 日

4 変更の理由

店舗の敷地外の駐車場を閉鎖し、当該閉鎖に係る収容台数分の駐車場を店舗の敷地内で確保することとしたため。

5 届出年月日

平成 23 年 3 月 10 日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 23 年 3 月 22 日 (火) から同年 7 月 22 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) とし、縦覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町 7 番 42 号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 23 年 7 月 22 日 (金)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課